

○岩国市特別用途地区内における建築物の建築制限の緩和に関する条例

平成21年3月25日条例第3号

岩国市特別用途地区内における建築物の建築制限の緩和に関する条例

岩国市特別業務地区建築制限の緩和に関する条例（平成18年条例第237号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区内における建築物の建築制限の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

（適用区域）

第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特別用途地区に係る都市計画の決定の告示があった区域とする。

（特別用途地区内の建築制限の緩和）

第4条 特別用途地区内においては、法第48条の規定にかかわらず、別表左欄に掲げる特別用途地区の区分に応じ、同表右欄に掲げる建築物を建築し、又は用途変更することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	建築物
岩国都市計画特別業務地区	自動車の修理又は整備をする工場で作業場の床面積の合計が500㎡を超えないもの